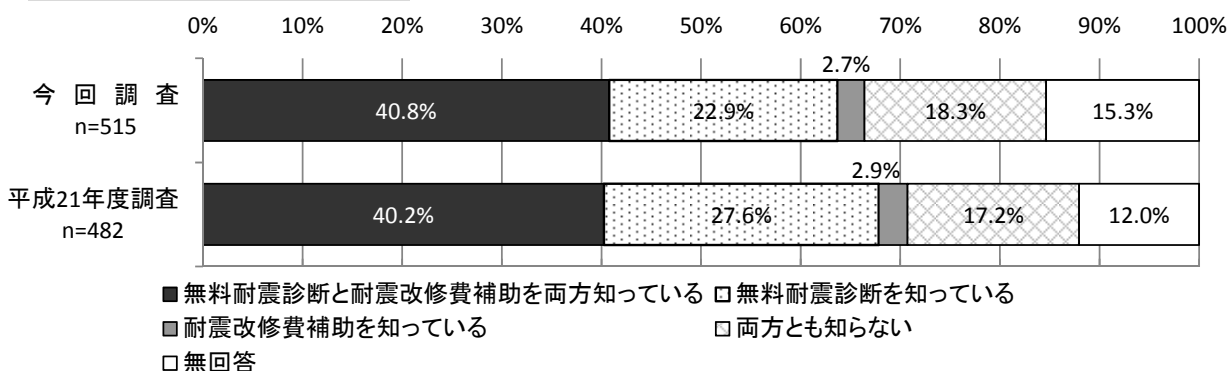


市町村の無料耐震診断・耐震改修費補助

〈昭和56年5月以前着工の木造・戸建て持ち家にお住まいの人にうかがいました〉

県内の市町村では、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅（旧耐震基準で建築した住宅）の無料耐震診断や耐震改修費補助を行っています。あなたはこのことを知っていますか？

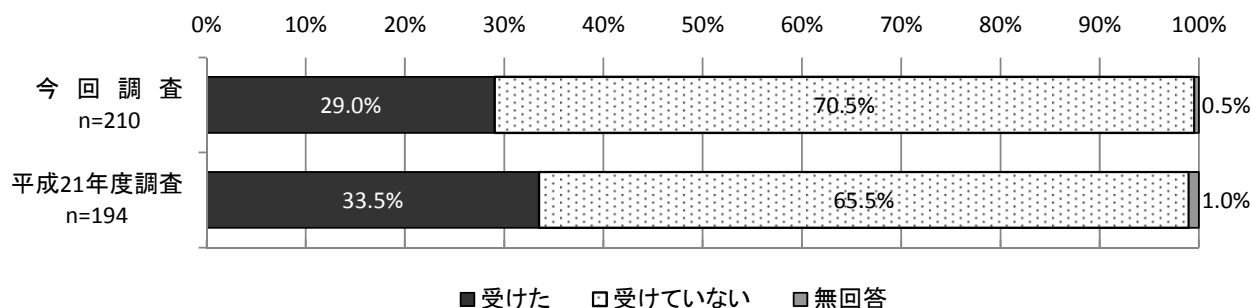
4割の人が「両方知っている」と答えていますが、2割弱の人は「両方とも知らない」と答えています。



無料耐震診断の受診

〈昭和56年5月以前着工の木造・戸建て持ち家に住み、耐震診断・改修費補助の両方を知っている人にうかがいました〉
無料耐震診断を受けましたか？

3割弱の人が「受けた」と答えています。
「受けた」人の割合は前回より減少しています。



（防災豆知識）

昭和56年（1981年）6月1日の建築基準法改正により、耐震設計基準が見直され、これ以降の耐震設計基準による建物は、阪神・淡路大震災においても被害は少なかったとされています。

県や市町村では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断や耐震改修費補助を行っています。該当する方は是非この制度をご活用ください。

一部の市町村では、非木造住宅についても耐震診断や耐震改修費補助をしています。詳しくは、市町村にお尋ねください。